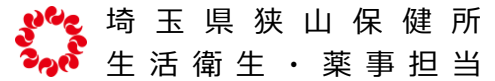


第一種動物取扱業者のみなさまへ



埼玉県狭山保健所
生活衛生・薬事担当

動物取扱業を営むにあたって、**動物の愛護及び管理に関する法律**（以下「法」という。）や**動物の愛護及び管理に関する法律施行規則**（以下「施行規則」という。）、**第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令**（以下「基準省令」という。）で様々な事項が規定されています。この手引きでは、第一種動物取扱業者として共通して必要な事項を解説します。

1 営業開始にあたって

(1) 標識又は登録証の掲示について	2
(2) 業の実施に係る 広告の記載事項 について	2
(3) 販売する動物への 表示 について	2
(4) 台帳・帳簿 への記録・保存について	3
(5) 販売及び貸出し時の 情報提供	4
(6) マイクロチップ の装着について	6
(7) 犬・猫の繁殖回数等の制限 について	6

2 営業開始後に必要な手続き・届出

(1) 動物取扱責任者研修 について	6
(2) 動物販売業者等定期報告届出書 について	7
(3) 登録の 有効期間 について	7
(4) 各種 届出 について	7

参考・付録

● 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳	8
● 繁殖実施状況記録台帳	9
● 取引状況記録台帳	10
● 動物に関する帳簿	11
● 診断書	13
● 動物販売業者等定期報告届出書	14
● 第一種動物取扱業登録申請における必要書類	16
● 動物取扱責任者等の資格要件	17
● 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表（参考様式）	18
● 各種届出の必要書類	19
● 自主管理点検票	20

お問い合わせ先

埼玉県狭山保健所 生活衛生・薬事担当
〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-16-1
電話：04-2941-6535
E-mail：f5462122@pref.saitama.lg.jp

1 営業開始にあたって

(1) 標識又は登録証の掲示について

(法第 18 条 施行規則第 7 条)

事業所ごとに、顧客の出入口から見やすい位置に**標識**又は**登録証**の掲示が義務づけられています。また、ペットシッター等事業所以外での営業の場合、顧客と接する職員全員が**名札（識別章）**を身につけることが規定されています。

なお、標識、名札（識別章）には次の事項の記載が必要です。

「動物取扱業者の氏名（法人にあつては名称）」「事業所の名称及び所在地」「動物取扱業の種類」「登録番号」「登録の年月日及び有効期間の末日」「動物取扱責任者の氏名」

(2) 業の実施に係る**広告の記載事項**について

(基準省令第 2 条第 7 号-ケ)

広告には、次の表のすべての項目を記載することが義務づけられています。また、「簡単に飼える」等の誤った理解を与える内容は、安易な飼養等を助長するため禁止されています。

項目	< 例示 >
氏名又は名称	株式会社 狭山保
事業所の名称	ペットショップ狭山保
事業所の所在地	埼玉県狭山市稻荷山 2-16-1
第一種動物取扱業の種類・登録番号	販売 61 - 0000
	保管 61 - 9999
登録年月日	令和 00 年 00 月 00 日
登録の有効期間の末日	令和 00 年 00 月 00 日
動物取扱責任者の氏名	狭山 保

(3) 販売する動物への**表示**について[販売]

(基準省令第 2 条第 7 号-フ)

販売しようとする動物はすべて、次の事項を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含みます）により表示してください。

項目	< 例示 >
品種等の名称	ウェルシュ・コーギー
性成熟時等の標準体重、標準体長など、身体の高さに係る情報	標準体高：25～30cm 程度 標準体重：15kg 程度
性別の判定結果	おす
生年月日 (輸入をされた動物で、生年月日が不明の場合は、推定される年月日及び輸入年月日等)	令和〇年〇月〇日*
生産地等	埼玉県
所有者の氏名 (自己の所有でない動物を販売する場合)	狭山 保

※ 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限として、**生後 56 日齢**を経過しない犬又は猫の販売が禁止されています。ただし、天然記念物に指定された犬は、生後 49 日齢の経過をもって販売ができます。(法第 22 条の 5,令和元年改正附則)

(4) 台帳・帳簿への記録・保存について

(法 21 条 法 21 条の 5 施行規則第 10 条の 2
基準省令第 2 条第 1 号-イ-(3),第 4 号-ハ,第 6 号-ハ・チ)

業種により、次の表のとおり**台帳**を作成・記録し、**5 年間の保存**が必要です。

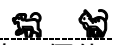
台帳	種別	販売		保管	貸出し	訓練	展示	競りあ っせん ※4	譲受 飼養
		犬猫 以外	犬猫等 販売業						
① 点検状況記録台帳 (参考様式第 9 p.8 参照)		○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1
② 繁殖実施状況記録台帳 (参考様式 10 p.9 参照)		○※2	○※2	×	○※2	×	○※2	×	×
③ 取引状況記録台帳 (参考様式 11 p.10 参照)		○※3	○※3	○	○※3	○	○※3	○	○※3
④ 動物に関する帳簿 (様式なし p.4 及び p.11-12 参照)		○	○	×	○	×	○	×	○
⑤ 診断書		×	○※5	○※5	○※5	×	○※5	×	○※5
⑥ 出生証明書(診断書) (様式なし p.4 及び p.11-12 参照)		×	○※6	×	○※6	×	○※6	×	×

※1 飼養施設がある場合 ※2 繁殖がある場合 ※3 ④動物に関する帳簿をつけることで省略できます ※4 競りあっせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者による次頁 (5) に掲げる説明が行われていることを確認すること。 ※5 1 年以上継続して飼養又は保管する犬・猫 ※6 犬又は猫の帝王切開時

<参考> 「販売時説明確認(貸出し時情報提供) 実施状況記録台帳」及び「犬猫等の個体に関する帳簿」は、令和元年度の改正で、④ 動物に関する帳簿に集約されました。

「動物販売業者等」(「販売」「貸出し」「展示」「譲受飼養」業種)は、動物に関する帳簿の作成・記録、保管が必要です。

様式はありません。11 ページの記載例を参考に作成してください。電磁的方法による保存も認められます。

犬猫等販売業者  動物の個体ごと (1 匹に 1 帳簿)	その他の動物販売業者等 動物の品種ごと (1 種類に 1 帳簿)
---	---

動物に関する帳簿に記載が必要な事項

① 動物の 品種等の名称 ② 動物の 繁殖者の氏名 (法人の場合は名称)及び 登録番号 (又は所在地) ※ 輸入/譲渡された個体で、繁殖を行った者が不明な場合は、その個体を輸出/譲渡した者の氏名(法人の場合は名称)及び所在地 ※ 捕獲された個体は、その個体を捕獲した者の氏名(法人の場合は名称)及び登録番号(又は所在地)、この個体を捕獲した場所 ③ 動物の 生年月日 ※ 輸入などをされた個体で、生年月日が不明な場合は、推定される生年月日及び輸入年月日など ④ 動物を 所有(占有)した日 ⑤ 動物の 仕入れ元 (販売した者又は譲渡した者)の 氏名 (法人の場合は名称)及び 登録番号 (又は所在地) ⑥ 動物を 販売(引渡し)した日 ⑦ 動物の 販売(引渡し)の相手方の氏名 (法人の場合は名称)及び 登録番号 (又は所在地) ⑧ 動物の 販売(引渡し)先が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況 ⑨ 動物の 死亡した日 (動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡した場合) ⑩ 動物の 死亡の原因 (動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡した場合)	
販売業のみ	貸出し業のみ
⑪ 販売を行った者の氏名 ⑫ 販売に際しての 情報提供 (法第 21 条の 4)及びそれについての 顧客による確認の実施状況 (次項参照)	⑬ 貸出しにあたって、当該動物に関する 情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

(5) 販売及び貸出し時の**情報提供** [販売・貸出し]

販売にあたっては、購入者に対し、あらかじめこれから販売しようとする動物の現在の状態を**事業所で直接見せなければなりません**(カメラなどを使用した映像等による確認方法は現物確認にはなりません。)

また、販売にあたっては、動物の生理、生態、習性等に応じた適正な飼養又は保管が行われるよう、あらかじめ当該動物の特性及び状態に関する情報（次の表）を**事業所で対面にて説明**しなければいけません。この説明は、口頭での説明だけでなく、文書の交付、**説明を受けた旨を署名等で確認**を行う必要があります。

貸出しにあたっては、事業所での対面説明や文書の交付までは求められませんが、販売と同様に、動物の特性及び状態に関する情報（次の表）を提供する必要があります。

※ 第一種動物取扱業者間の販売（業者間取引）については、**説明文書の交付は必要**ですが、現物確認、対面説明の義務づけは適用されません。

販売、貸出しにあたって説明が必要な事項	販売		※3 貸出し
	※1 業者間	※2 一般顧客	
品種等の名称	(1)	—	(1)
性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	(2)	二	
平均寿命その他の飼養期間に係る情報	(3)	三	
飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	(4)	四	(2)
適切な給餌及び給水の方法	(5)	五	(3)
適切な運動及び休養の方法	(6)	六	(4)
主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	(7)	七	(5)
不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）	(8)	八	
(8)（八）に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）	(9)	九	
遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	(10)	十	(6)
性別の判定結果	(11)	十一	(7)
生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）	(12)	十二	
不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）	(13)	十三	(8)
繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地	(14)	十四	
所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）	(15)	十五	
当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	(16)	十六	(9)
当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）	(17)	十七	
(1)から(17)（一般顧客：一から十七 貸出し：(1)から(9)）までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項	(18)	十八	(10)

※1 第2条第7号-ホ ※2 施行規則第8条の2第2項 ※3 第2条第7号-ト

(6) マイクロチップの装着について

(法第 39 条の 2)

令和 4 年 6 月 1 日から、犬猫等販売業者は**犬又は猫を取得**したときは、30 日以内^{※1}にマイクロチップを装着させることが求められます。^{※2}

また、マイクロチップを装着した日^{※3}から 30 日以内に、環境省の指定登録機関に**登録申請**し、交付される**登録証明書**を保管する必要があります。販売等の引渡しの際は、この登録証明書を重要説明の文書等と併せて手渡します。

なお、このマイクロチップをむやみに取り外すこと^{※4}は禁止されます。

※1 生後 90 日以内の犬又は猫を取得した場合は、生後 90 日を経過した日 ※2 当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときを除く ※3 あらかじめマイクロチップが装着された犬又は猫については取得日を起算日とする ※4 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由を除く

(7) 犬・猫の繁殖回数等の制限について

(基準省令第 2 条第 6 号)

犬では、雌の生涯出産回数は 6 回まで、交配時の年齢は 6 歳以下である必要があります。ただし、7 歳になったときに生涯出産回数が 6 回未満であると証明できる場合は、7 歳のうちは交配が可能です。

猫では、雌の交配時の年齢は 6 歳以下である必要があります。ただし、7 歳になったときに生涯出産回数が 10 回未満であると証明できる場合は、7 歳のうちは交配が可能です。

帝王切開を行う場合は、獣医師の執刀が必須であり、獣医師から母体の状態・今後の繁殖の適否について判断をもらい、出生証明書・診断書を 5 年間保存しましょう。

2 営業開始後に必要な手続き・届出

(1) 動物取扱責任者研修について

(法第 22 条第 3 項 基準省令第 2 条第 7 号-コ)

動物取扱責任者は、埼玉県で開催する動物取扱責任者研修会を受講することが義務づけられています。また、受講後、事業所の全職員を対象に、研修内容を伝達、習得させる必要があります。

研修会については、管轄する保健所又は県庁生活衛生課からの通知に基づき受講して下さい。

動物取扱責任者の役割

第一種動物取扱業者は、動物を健康で安全に管理するとともに、近隣の生活環境への影響を防ぐため、法令を守って適正に業務を行う必要があります。

事業所ごとにおかれた動物取扱責任者は、自主管理点検を実施すること、職員の監督や営業者への改善勧告を行うよう定められています。

日常業務の中で、法令や基準を守ることが求められていますが、これらは守るべき最低限の項目を定めているものです。営業者が自ら施設の管理状況を点検し、現状を正しく認識していただく必要があります。自らの施設の管理状況について、月一回を目安に自主点検票（20 ページ）に基づき点検し、事業所の現状を正しく把握することをお勧めします。

(2) 動物販売業者等定期報告届出書について[動物販売業者等]

(法第 21 条の 5 第 2 項・様式：p.14)

動物販売業者等は、動物に関する帳簿に基づき、動物の数について毎年度定期報告を行うことが義務づけられています。

この定期報告には、その報告する年度に**所有した動物の数、引渡した数、死亡した数**を記載して、翌年度**5月30日**までに管轄する保健所に提出する必要があります。

なお、犬又は猫の死亡数の増加などにより、不適正飼養等が疑われる事業者は、検案書又は死亡診断書の提出を命じられることがあります。

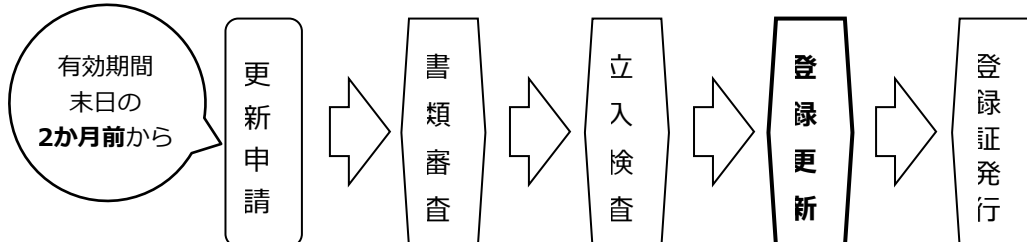
<参考> この届出は法改正で令和 2 年度から新たに義務づけられたもので、この改正により旧犬猫等販売業者定期報告届出は廃止されています。

(3) 登録の有効期間について

動物取扱業の登録の有効期間は 5 年で、更新しなければ、その効力を失います（法第 13 条）。登録期間については登録証にて確認できます。登録更新の申請は、**有効期間の末日の 2 か月前から**行うことができます（施行規則第 4 条）。

保健所等から**有効期間満了をお知らせする通知等は原則ありません**ので、御注意ください。

なお、法改正により令和 2 年度から、**動物取扱責任者の要件が変更されています**（17 ページ参照）。**実務経験のみで動物取扱責任者になることができなくなりました**ので御注意ください。



(4) 各種変更・届出について

登録内容に変更が生じた場合、保健所への届出が必要になる場合があります。内容により、変更前に届出が必要になる場合もあります（19 ページ参照）。

犬又は猫を飼養するケージ等を変更する場合や、従事者数を変更する場合には、登録審査の際の算定と同様に**飼養管理基準に適合する必要があります**。

軽微であっても、変更を計画する際は、保健所に相談しましょう。

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他

飼養施設の所在地

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
	:	済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有		

8

備考

- 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
- この台帳の大きさは、日本工業規格A4とすること。

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示

動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、 名称等)	雄 (個体識別番号、 名称等)	出産・ 産卵予 定日	出産・ 産卵年 月日	出産・ 産卵数	出産・ 産卵後 の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交 配時の 年齢	雌の生 涯出 産 回数	今後繁殖の用に供する 可 能性 (繁殖 に 供す る ことをやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健 康： 疾 病 等： 死 亡 等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備 考

- 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日）等を記入すること。
- 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果（次回の繁殖に対する指導・助言 内容等）を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- この台帳の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

取引状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の 関係法令遵守の状 況	担当者氏名	備考
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)	遵守・違反		

10

備考

- 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。
- 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入すること。
- 「相手方の関係法令遵守の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取した場合、特に、特定動物の取引に当たっては、相手方法第 26 条第 1 項の許可を受けていることを許可証等により確認した場合に「遵守」を○で囲むこと。また、聴取により違反が確認された場合には「違反」を○で囲むこと。

動物に関する帳簿

例示様式(法第 21 条の 5 関係)

生体情報

※1 品種等の名称			性別	おす・めす 去勢：未・済 避妊：未・済
			毛色	
生年月日	令和 年 月 日生(確定・推定※2)			
マイクロチップ No.				
<input type="checkbox"/> 繁殖者 <input type="checkbox"/> 輸入者 <input type="checkbox"/> 譲渡者 <input type="checkbox"/> 捕獲者※3	氏名 又は名称			
	登録番号 又は所在地			
仕入れ業者 (繁殖者と異なる場合)	氏名 又は名称			
	登録番号 又は所在地			
所有者 (所有権が移転して いない場合のみ記載)				
特記事項	病歴・ワクチン接種履歴			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	令和 年 月 日			
	遺伝性疾患 の有無	無・有 ()		
備考				

※1 犬猫等販売業者は個体ごとに、その他の動物販売業者は品種等ごとに帳簿を作成してください。 ※2 推定は輸入等された動物で生年月日が明らかでない場合のみ選択できます。 ※3 捕獲された動物の場合、当該動物を捕獲した場所を備考欄に記載すること。

仕入れ(所有・占有)・販売(引渡し)歴

仕入れ日 (所有・占有日)	令和 年 月 日	販売日 (引渡し日)	令和 年 月 日
販売・ 引渡し先	氏名 又は名称		
	登録番号 又は所在地		
	関係法令 遵守の確認		
	重要事項説 明の確認		
販売担当者 氏名		販売・貸出し 重要事項説明	<input type="checkbox"/> (対面)説明(次表の事項) <input type="checkbox"/> 現物確認
貸出しの目的		貸出期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
死亡日	令和 年 月 日	死亡理由	

販売・貸出しにあたって(対面)説明が必要な事項	販売		貸出し
	業者間	一般顧客	
① 品種等の名称	○	○	○
② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	○	○	—
③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報	○	○	—
④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	○	○	○
⑤ 適切な給餌及び給水の方法	○	○	○
⑥ 適切な運動及び休養の方法	○	○	○
⑦ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	○	○	○
⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)	○	○	—
⑨ ⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)	○	○	—
⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	○	○	○
⑪ 性別の判定結果	○	○	○
⑫ 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)	○	○	—
⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)	○	○	○
⑭ 生産地等	○	○	—
⑮ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)	○	○	
⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	○	○	○
⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)	○	○	—
⑱ ①から⑰(貸出し：①から⑨)までに掲げるもののほか、当該動物のう適正な飼養又は保管に必要な事項	○	○	○

(参考例)

診 断 書

実施した個体	
診断結果	健康 ・ 治療の必要あり
	(所見等)
今後の繁殖の適否 ※繁殖に供する個体の場合	適 ・ 否
今後の飼育において 留意すべき事項等	(所見等)

年 月 日

動物病院等の名称：

所在地：

獣医師の氏名：

電話番号：

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常（攻撃性や不安状態等も可能なら確認する）がないか等		
身体の確認	全身（被毛の状態、削瘦や肥満がないか等）		
	眼の周囲（目やに等で視力に影響がないか等）		
	口の周囲（歯や歯石の状態に異常がないか等）		
	四肢（肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等）		
	肛門周囲（糞尿が固着していることがないか、傷やただれがないか等）		
	生殖器の状態（傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等）		
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※ 動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

（獣医師による通報）

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

(宛先) 埼玉県狭山保健所長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第 21 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地	埼玉県 市						
3 登録年月日	平成・令和 年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
鳥類							
爬虫類							

7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備考							

備考

- 1 年度途中で登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第一種動物取扱業登録申請における必要書類

書類等	業種・種別	新規登録				更新申請			
		法人		個人		法人		個人	
		販売貸出し	その他※1	販売貸出し	その他※1	販売貸出し	その他※1	販売貸出し	その他※1
1	第一種動物取扱業登録申請書 (様式第1)	○	○	○	○	—	—	—	—
2	第一種動物取扱業登録更新申請書 (様式第4)	—	—	—	—	○	○	○	○
3	登記事項証明書 (原本・3か月以内発行のもの)	○	○	—	—	△	△	—	—
4	動物愛護管理法 第12条 第1項 第1号 から 第7の2号 までに該当しない事を示す書類 (参考様式第1)	○	○	○	○	△	△	△	△
5	第一種動物取扱業の実施の方法 (様式第1別記)	○	—	○	—	○	—	○	—
6	飼養施設の平面図 (様式はありません)	○※2	○※2	○※2	○※2	△※2	△※2	△※2	△※2
7	飼養施設付近の見取り図(地図) (様式はありません)	○※2	○※2	○※2	○※2	△※2	△※2	△※2	△※2
8	役員の氏名及び住所を記載した書面 (様式はありません)	○	○	—	—	△	△	—	—
9	犬猫健康安全計画 (様式第1別記2)	○※3	—	○※3	—	○※3	—	○※3	—
10	動物取扱責任者の資格要件を満たす証明	○	○	○	○	△	△	△	△
11	土地・建物の事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原を示す書類 ((1) 又は (2)、該当する場合は(3)) (1) 固定資産税納税通知書、登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書 のいずれかの原本及びその写し (2) 賃貸契約書の原本及びその写し (3) 上記(1) (2)の名義人と申請者が異なる場合は、所有者 又は 管理受託者から場所使用の承諾証明書 (保健所に参考様式があります)	○	○	○	○	○	○	○	○
12	直近の動物取扱責任者研修修了証	—	—	—	—	○	○	○	○
13	申請手数料	新規の場合：16,000円 (同時申請の場合2業種目から8,000円) 更新の場合：10,000円 (同時申請の場合2業種目から5,000円)							

△：登録申請時から 又は 変更届出後から 変更がない場合、省略が可能です。

※1：保管、訓練、展示、競りあわせ業、譲受飼養業 ※2：飼養施設がある場合 ※3：犬猫等販売業者に限る

動物取扱責任者等の資格要件

動物取扱責任者は、次のいずれかの要件を満たす必要があります。(施行規則第9条第1号)

パターン1	獣医師又は愛玩動物看護師であること	
パターン2	下表の資格があること	+ 実務経験 ^{※1} があること
パターン3	一定の要件を満たす学校法人の教育機関を卒業していること ^{※2}	+ 実務経験 ^{※1} があること

施行規則第9条第1号二で認められた資格

資格名	団体名	業 種						
		販売	保管	※3 貸出	訓練	展示	※3 競あ	※3 譲飼
愛玩動物飼養管理士(1・2級)	(公社)日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○	○	○
家庭動物管理士 ^{※4}	(一社)全国ペット協会	○	○	○	—	○	○	○
JAHA 認定家庭犬しつけインストラクター	(公社)日本動物病院協会	○	○	○	○	○	○	○
動物看護師(3級)	(公社)日本動物病院協会	○	○	○	○	○	○	○
公認訓練士	(公社)日本警察犬協会	—	○	—	○	—	—	○
公認訓練士	(一社)ジャパンケルクラブ	—	○	—	○	—	—	○
愛犬飼育管理士	(一社)ジャパンケルクラブ	○	○	○	○	○	○	○
GCT(Good Citizen Test)	(一社)優良家庭犬普及協会	—	○	—	○	—	—	○
実験動物技術者(2級)	(公社)日本実験動物協会	○	○	○	—	○	○	○
乗馬指導者資格(初級)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	—	○	○	○
乗馬指導者資格(中級)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○	○	○
地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人 地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
愛護動物取扱管理士	(一社)新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○	○	○
公認馬術指導者資格(コーチ・指導者)	(公財)日本スポーツ協会 ^{※6}	○	○	○	○	○	○	○
競技別指導者資格(馬術上級コーチ・馬術コーチ・馬術指導員)	(公財)日本スポーツ協会 ^{※6}	○	○	○	○	○	○	○
トリマー(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
動物看護師(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
家庭犬訓練士(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
動物介在福祉士(初級、中級、上級、教師)	(一社)全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
ペットシッター ^{※7}	NPO 法人日本ペットシッター協会	—	○	—	○	—	—	○
認定ペットシッター	ビジネス教育連盟・ペットシッタースクール	—	○	—	○	—	—	○
調教師	地方共同法人 地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
動物取扱士(3級)	NPO 法人 九州鳥獣保護協会	○	○	○	○	○	○	○
小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ(PSG)	○	○	○	○	○	○	○
認定動物看護師	(一社)動物看護師統一認定機構	○	○	○	○	○	○	○
犬の飼育管理アドバイザー・ドッグトレーナー・プロフェッショナルドッグトレーナー・マイスタードッグトレーナー	NPO 法人犬の総合教育社会化推進機構	○	○	○	○	○	○	—
レース鳩飼養管理士	(一社)日本鳩レース協会	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○	※8 ○

※1 営もうとする第一種動物取扱業の種別と同一種別での半年間以上の実務経験又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養従事経験があること ※2 畜産学を専攻する学科又は動物の生理生態等について教育する学科を修了している必要があります。申請・届出前に卒業証書及び履修証明書等を添え窓口で御相談下さい。 ※3 貸出：貸出し 競あ：競りあわせ業 譲飼：譲受飼養業 ※4 旧称：家庭動物販売士 ※5 旧称：(公社)日本動物病院福祉協会 ※6 旧称：(公財)日本体育協会 ※7 平成21年4月1日以降取得者に限る。 ※8 鳥類のみ

第一種動物取扱業 自主管理点検票（参考）

事業所名：	登録のある業種
動物取扱責任者：	販 売 保 管 貸 出 し 訓 練 展 示

月一回を目安に点検してください。各チェックポイントについて、行っている場合には○、行っていない場合には×を記入してください。

区 分	点検項目	点検日																
共 通 目	1	標識又は登録証掲示しています。																
	2	動物取扱責任者は常勤で、他の事業との兼務はありません。また、埼玉県からの通知に基づき、動物取扱責任者研修を受講しています。																
	3	広告には必要項目を記載しています。 <small>氏名又は名称 / 事業所の名称 / 事業所の所在地 / 第一種動物取扱業の種別・登録番号 / 登録年月日 / 登録の有効期間の末日 / 動物取扱責任者の氏名</small>																
	4	記録台帳に必要事項を記入し5年間保管しています。 <small>点検状況記録台帳 / 繁殖実施状況記録台帳 / 取引状況記録台帳</small>																
飼 養 設	5	動物の生理、生体に適した温度、明るさ等を確保し、騒音防止対策を行っています。																
	6	動物の発育状況や健康状態等に応じた、適正な給餌給水を行っています。																
	7	取扱う動物の種類及び数は、飼養施設の規模や飼養する職員の人数に見合っています。																
	8	新たに導入する動物は、他の動物と隔離し、健康確認を十分に行っています。																
	9	取扱う動物の疾病予防、治療や寄生虫の規制予防、駆除等、健康管理を行っています。																
	10	1日1回以上、施設等の保守点検、動物の数や健康状態を確認しています。																
	11	定期的に清掃、消毒を行い、周辺環境に影響を及ぼさないよう清潔を保っています。																
	12	動物の鳴き声、におい、動物の毛などが周辺環境を損なわないよう、適切に管理しています。																
販 売 ・ 貸 出 し	13	飼養施設的环境や周辺の生活環境に影響を与えないように、空気清浄器や脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えています。																
	14	販売及び貸出に当たり、2日以上観察をし、健康上問題がないことを確認しています。																
販 売	15	販売する前に、動物の状態を購入者に直接見せています（現物確認）。																
	16	販売にあたり、適正に飼養されるように、あらかじめ18項目の動物の情報について文書を交付して説明するとともに、顧客から文書を受領した確認の署名をもらっています。																
	17	販売にあたり、適正な表示をしています。 <small>品種等の名称 / 性成熟時等の標準体重、標準体長など、身体の大きさに係る情報 / 性別の判定結果 / 生年月日（輸入をされた動物で、生年月日が不明の場合は、推定される年月日及び輸入年月日等） / 生産地等 / 所有者の氏名（自己の所有でない動物を販売する場合）</small>																
動物販 売 業 等	18	動物に関する帳簿を作成、記録し、5年間保管しています。また、毎年5月30日までに前年度の取引状況について報告しています。																
犬猫等 販売業	19	犬猫等健康安全計画を遵守しています。																